一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月7日
事業者の氏名又は名称	東洋物流有限会社（代表者　川瀬康治）
事業者の所在地	香川県東かがわ市西村1280－19
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県東かがわ市西村1280－19
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	平成27年3月12日に、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 （1）運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと（安全規則第3条第4項） （2）運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項）
当該違反点数（営業所）	2点
違反点数（事業者）	2点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月13日
事業者の氏名又は名称	金栄丸港運株式会社（代表者　渡邊正吾）
事業者の所在地	愛媛県新居浜市西町7－17
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県新居浜市多喜浜6丁目6－23
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第3項
違反行為の概要	平成27年3月10日に、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと（安全規則第3条第4項） (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者があったこと（安全規則第3条第4項） (3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項） (4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと（安全規則第7条第1項～第3項） (5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと（安全規則第10条第1項） (6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録の保存が確実になされていなかったこと（安全規則第10条第1項）
当該違反点数（営業所）	3点
違反点数（事業者）	3点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月18日
事業者の氏名又は名称	財田運送有限会社（代表者　内田好一）
事業者の所在地	香川県三豊市山本町大字大野2153
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市山本町大字大野2153
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第3項、第60条第1項
違反行為の概要	平成27年5月13日に、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 （1）運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項） （2）運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと（安全規則第7条第5項） （3）事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと（貨物自動車運送事業法第60条第1項）
当該違反点数（営業所）	0点
違反点数（事業者）	0点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月21日
事業者の氏名又は名称	有限会社ゼロワン（代表者　鈴木洋貴）
事業者の所在地	香川県丸亀市土器町北2丁目110
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市土器町北2丁目110
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	平成27年5月18日に、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 （1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項）
当該違反点数（営業所）	0点
違反点数（事業者）	0点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月22日
事業者の氏名又は名称	東讃急配運送株式会社（代表者　吉原淳一）
事業者の所在地	香川県さぬき市鴨部4643－1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県さぬき市鴨部4643－1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	平成27年5月14日に、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 （1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項）
当該違反点数（営業所）	0点
違反点数（事業者）	0点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月22日
事業者の氏名又は名称	清家興業有限会社（代表者　清家信夫）
事業者の所在地	愛媛県宇和島市寄松甲1000－1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県宇和島市寄松甲1000－1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（30日車）
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第2項
違反行為の概要	平成27年4月3日に、公安委員会からの通報（過積載）を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 （1)過積載による運送の引受けを行っていたこと（貨物自動車運送事業法第17条第2項）
当該違反点数（営業所）	3点
違反点数（事業者）	8点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月28日
事業者の氏名又は名称	有限会社阿讃急行（代表者　黒川恵三）
事業者の所在地	香川県三豊市山本町財田西306－9
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市山本町財田西323－1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（80日車）及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第3項、第17条第1項、第3項、第60条第1項
違反行為の概要	平成27年2月23日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。 （1）乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力について認可を受けていなかったこと（施行規則第2条第1項第5号） （2）営業所の位置変更（運輸局長指定区域内）について届け出をしていなかったこと（施行規則第7条第1項第3号） （3）運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと（安全規則第3条第4項） （4）運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項） （5）運行指示書を作成していなかったこと（安全規則第9条の3第1項～第3項） （6）運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと（安全規則第9条の5第1項） （7）運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと（安全規則第9条の5第1項） （8）事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと（安全規則第10条第1項） （9）事故を引き起こした運転者及び新たに雇い入れした運転者並びに高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行っていなかったこと（安全規則第10条第2項） （10）事故を引き起こした運転者及び新たに雇い入れした運転者並びに高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと（安全規則第10条第2項） （11）事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと（貨物自動車運送事業法第60条第1項）
当該違反点数（営業所）	8点
違反点数（事業者）	8点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成27年5月29日
事業者の氏名又は名称	株式会社加見商事（代表者　加見孝幸）
事業者の所在地	香川県仲多度郡まんのう町吉野1685－1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県仲多度郡まんのう町吉野1685－1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第3項、第60条第1項
違反行為の概要	平成27年3月4日に、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 （1）運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと（安全規則第3条第4項） （2）運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと（安全規則第3条第6項） （3）新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと（安全規則第10条第2項） （4）事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと（貨物自動車運送事業法第60条第1項）
当該違反点数（営業所）	3点
違反点数（事業者）	3点

※　違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。